

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法に定める指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の業務（以下、「予防支援業務等」という。）の一部の委託に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業者の資格等)

第2条 予防支援業務等を受託する指定居宅介護支援事業者は、以下の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 中立性・公平性が担保され、受託する介護予防ケアマネジメント業務を円滑に遂行できる能力があること。
- (2) 原則として、都道府県及び指定都市が実施する介護予防支援に関する研修を修了した介護支援専門員が所属していること。

(指定居宅介護支援事業者の承認)

第3条 予防支援業務等の委託を受けようとする指定居宅介護支援事業者は、福岡市介護予防支援・第1号介護予防支援事業業務受託申出書（様式1）及び前条第2号に関する挙証資料を、毎年本市が指定する期日までに指定居宅介護支援事業者の所在地を担当する地域包括支援センター（市外の指定居宅介護支援事業所にあつては、委託を受けているいずれか1箇所の地域包括支援センター）へ提出しなければならない。

2 地域包括支援センターが前項の書類を受理した場合は、当該指定居宅介護支援事業者について前条に定める要件を確認した上で、福岡市介護予防支援・第1号介護予防支援事業業務委託（変更）届出書（様式4）を本市へ提出しなければならない。

3 本市が前項の書類を受理した場合は、前条に定める要件を確認した上で委託を承認する。また、承認した指定居宅介護支援事業者については、これを公表することにより通知したこととする。

(承認の期間)

第4条 前条の承認期間は、最長1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とする。なお、引き続き受託を希望する場合は、あらためて前条の承認を受けなければならない。

(年度途中の委託開始)

第5条 年度途中新たに予防支援業務等の委託を受けようとする場合は、第3条に定める流れに準ずる。

(変更時の届出)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、所在地、名称、事業者番号に変更があった場合は、速やかに福岡市介護予防支援・第1号介護予防支援事業業務変更申出書(様式2)を、指定居宅介護支援事業者の所在地を担当する地域包括支援センター(市外の指定居宅介護支援事業所にあつては、委託を受けているいずれか1箇所の地域包括支援センター)に提出しなければならない。

2 地域包括支援センターが前項の書類を受理した場合は、福岡市介護予防支援・第1号介護予防支援事業業務委託(変更)届出書(様式4)を本市へ提出しなければならない。

(受託廃止時の届出)

第7条 年度途中で予防支援業務等の受託の廃止を希望する指定居宅介護支援事業者は、速やかに福岡市介護予防支援・第1号介護予防支援事業業務廃止申出書(様式3)を、指定居宅介護支援事業者の所在地を担当する地域包括支援センター(市外の指定居宅介護支援事業所にあつては、委託を受けている地域包括支援センター)に提出しなければならない。

2 地域包括支援センターが前項の書類を受理した場合は、福岡市介護予防支援・第1号介護予防支援事業業務委託(変更)届出書(様式4)を本市へ提出しなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の承認の解除)

第8条 市は、指定居宅介護支援事業者が第2条に定める要件を満たしていないと判断した場合、指定居宅介護支援事業者としての承認の解除を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、予防支援業務等委託実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

(平成28年度の特例)

この要綱の施行の際現に平成28年度における指定介護予防支援業務の一部委託に関する承認を受けている指定居宅介護支援事業者については、平成28年度における第1号介護予防支援事業業務の一部委託に関する承認を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。